

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
9月12日
(金曜日)

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
解除予定保安林 (大島郡周防大島町) (森林整備課) 三
土地収用法の規定に基づく事業の認定 (監理課) 三
○公告
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 四
契約の締結 (物品管理課) 四



山口県告示第二百九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年九月十二日から同年十月三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 航空自衛隊防府南基地

- 住 所 防府市大字田島
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 航空自衛隊防府南基地
所在地 防府市大字田島
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔
七二	七二六	令和七、 一、一、一	令和九、 三、三〇	令和九、 一、一	連 続 二 四 時 間 一 日 当 た 二 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

No. 5 排水口	No. 4 排水口	No. 1 排水口	排水口の		化学的酸素要求量の		浮遊物質量の		鉍油類量の		窒素の		燐の		排水の一日当たりの量 (m ³)	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
〃	〃	七	〃	〃	一〇	一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六	一二
〃	〃	八、六	〃	〃	三〇	三〇	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	二
〃	〃	七	〃	〃	三〇	三〇	五〇	六〇	〇・五	一五	二〇	二	三	〃	七二六	七二六

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

し尿処理施設	項目		汚水の		汚染状態の		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通常	最大	通常	最大	
〃	七	〃	〃	〃	一六〇	二〇〇	〃
〃	八、六	〃	〃	〃	二〇〇	二五〇	七二六
〃	〃	〃	〃	〃	二五〇	〇・五	〃
〃	〃	〃	〃	〃	四〇	六〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二〇	六〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二	六	〃
〃	〃	〃	〃	〃	一〇	一〇	七二六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

し尿処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	令和七、一、一	令和九、六、三〇	令和九、七、一

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水の		汚染状態の		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	通常	最大	
七二	七	八、六	三〇	三〇	七二六
七二	七	八、六	五〇	六〇	七二六
七二	七	八、六	一五	二〇	七二六
七二	七	八、六	二	三	七二六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No.20	No.18	No.17	No. 9	No. 8
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
七・五	〃	〃	〃	〃
八・五	六・五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	三
〃	〃	〃	〃	五
一	〃	〃	〃	〃
二	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
八	一	〃	二	一
一五	二	〃	四	二

山口県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字内字磯脇南一〇六六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設環境部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

長門市

二 事業の種類

伊上アウトドアツーリズム拠点整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

長門市油谷伊上地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

伊上アウトドアツーリズム拠点整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である長門市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、伊上海浜公園オートキャンプ場をアウトドアアクティビティの重要拠点として整備することにより、地域経済の活性化及び地域の安全性の確保が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は存しないこと、また、起業地の一部は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、起業者は本件施設を整備するに当たり同項において準用する同法第九十二条第一項の届出を提出の上、同法第九十三条第二項の指示に従い適

切に対応することから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、伊上海浜公園オートキャンプ場をアウトドアアクティビティの重要拠点として整備することにより、地域経済の活性化及び地域の安全性の確保を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

長門市観光スポーツ文化部観光政策課



(一六二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字助松

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県太宰府市五条二丁目一番一七号

株式会社ベテック

(一六三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

除雪車 一台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年八月五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

UDトラックス株式会社 埼玉県上尾市大字壺丁目一番地

六 落札金額

三千五百三十一万円

七 入札公告日

令和七年六月二十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格